

ツール・ド・九州２０２５福岡ステージフィニッシュ会場イベント等企画運営業務 委託仕様書

1 目的

ツール・ド・九州２０２５（以下「本大会」という。）を開催するにあたり、福岡ステージのフィニッシュ会場において、ステージイベント・ブース出展等を実施することにより、会場への観戦客の誘客を図り、本大会の観戦客を最大化することに繋げるもの。

2 業務概要

- (1) 福岡ステージフィニッシュ会場におけるイベントの運営及び統括
- (2) ステージコンテンツの実施
- (3) 出展テントの設置
- (4) ステージ観覧席、飲食スペース及びゴミステーションの設置
- (5) 仮設トイレの設置
- (6) 駐輪スペースの確保及びサイクルラックの設置
- (7) 応援グッズ・ノベルティの制作
- (8) イベントチラシの作成
- (9) ミールクーポン制度の構築
- (10) 来場者の交通手段の確保
- (11) 観戦マップの作成
- (12) コース沿道への大型ビジョンの設置
- (13) ボランティア用ウェアの作成
- (14) 実施報告書作成
- (15) その他

3 イベント日時・会場

(1) 時期

令和７年１０月１１日（土） ９時３０分～１６時００分（予定）

(2) 場所

国鉄矢部線黒木駅跡及びその周辺

4 業務内容

(1) 福岡ステージフィニッシュ会場におけるイベントの運営及び統括

- ① 同規模のイベント運営経験を十分に有する運営ディレクターを配置すること。
- ② イベント当日、同会場で大大会レース及び本大会に紐づく表彰式等のイベントが併催されるため、本大会を運営するツール・ド・九州２０２５実行委員会事務局（以下「事務局」という。）と円滑な連絡調整ができる体制を構築し、十分な事前協議を行い、円滑な会場設営・撤去作業の進行及び当日のイベント運営を実施すること。
- ③ 本大会レースのフィニッシュ時には、同会場周辺において選手・大会関係車両・観客が集中し、混雑することが想定されるため、事務局との連携の上、事故無く安全にイベント運営ができるような対策を行うこと。
- ④ 会場運営スタッフ及びスタッフ用の無線等について、十分な数量を確保し、円滑なイベント運営に努めること。

(2) ステージコンテンツの実施

当日、福岡ステージフィニッシュ会場で、アーティストライブやタレントトークショー等の集客力の高い魅力的なステージコンテンツを企画し実施すること。

(3) 出展テントの設置

- ① 委託者が指定する会場内の場所において、県・市の観光ブースや飲食物販売ブース、スポンサーブース等が出展するために、50 ブースを想定して必要なテントを設置すること。
- ② ①にブース出展する事業者が必要な電源を確保すること。
- ③ ①の出展に際して、保健所や消防署への必要な申請を代行して実施すること。
- ④ ①のテント及び自らテントを持ち込んで出展する事業者が必要な資材として、社名版、長机、テーブルクロス、パイプ椅子を設置し、それ以外のものについても手配可能な範囲で対応するよう努めること。
- ⑤ ①のテントとは別に、主催者が待機場所として使用するためのイベント運営本部テント及びイベント会場内の傷病者に対する初期対応を行うための救護テントを設置すること

(4) ステージ観覧席、飲食スペース及びゴミステーションの設置

- ① 委託者が指定する場所において、ステージ観覧席及び飲食スペースを設置すること。
- ② ①の設置に伴い、ゴミを集約するためのゴミステーション、飲食スペース内へのゴミ箱の設置及びイベントにて排出されたゴミ処理等を実施すること。

(5) 仮設トイレの設置

- ① 委託者が指定する会場内の場所において、仮設トイレを 25 台程度設置すること。
- ② ①の設置に合わせて、手洗い器を適切な数量設置すること。

(6) 駐輪スペースの確保及びサイクルラックの設置

会場内に、200 台分の駐輪スペースを設け、うち 100 台分のサイクルラックを設置すること。

(7) 応援グッズ・ノベルティの制作

- ① 来場者に無料で配布するための応援用手旗を 1,000 本作成すること。
- ② 来場者への特典として限定配布するノベルティを 200 個作成すること。
- ③ ①②の作成にあたっては、デザイン及び仕様について事前に委託者の承認を得ること。

(8) 会場案内チラシの作成

フィニッシュ会場内のマップ及びステージイベントなどを掲載したチラシを 10,000 部作成すること。

(9) ミールクーポン制度の構築

会場内の飲食店で使用できるミールクーポン制度を構築し、ステージ出演者やボランティアスタッフ等に対して、15 万円分（1,000 円×150 名分）程度用意すること。

(10) 来場者の交通手段の確保

当日、イベント会場に十分な観客が来場できるよう、公共交通機関、自家用車、シャトルバス等を活用した具体的な交通手段について企画し、必要に応じて関係機関との調整を行ったうえで実施すること。

(11) 観戦マップの作成

大会当日の観客向けに、観戦エリア・アクセス経路等を含む観戦マップを 100,000 部作成すること。あわせて Web 用 (PDF・画像形式) についても作成すること。なお、作成にあたっては、デザイン及び仕様について事前に委託者の承認を得ること。

(12) コース沿道への大型ビジョンの設置

- ① コース沿道の委託者が指定する場所において、大型ビジョン (200 インチ以上) を設置し、本大会レース映像を放映すること。
- ② 本大会レース映像データについては、委託者が準備するものとする。

(13) ボランティア用ウェア作成

ボランティア用 Tシャツを 50 枚作成すること。なお、作成にあたっては、デザイン及び仕様について事前に発注者の承認を得ること。

(14) 実施報告書作成

- ① 事業実施結果を総括した実績報告書を作成すること。(様式任意)
- ② 報告書に掲載する写真は、本業務を適切に運営していることがわかる写真を掲載すること。また、会場への来場客数の集約を報告内容に含むこと。

(15) その他

- ① イベントを実施するにあたり、必要な会場サインを作成し、会場内に設置すること。
- ② イベントを実施するにあたり、必要なイベント保険への加入手続きを実施すること。
- ③ イベントの来場者数を管理し、来場者にアンケートを実施し、集計・分析を行うこと。
(アンケート内容は委託者から提供)
- ④ イベントを実施するにあたり、当然必要な事項については、委託者の指示に基づき対応すること。

5 成果品

4 (14) にて示した実績報告書については、次の形式により納品すること。

- ① 納品媒体、数量：紙媒体 2 部及び電子データ (CD-R 又は DVD-R) 1 部
- ② 電子データ：Windows で表示可能な形式 (PDF、WORD、Excel、PowerPoint 等) とする。その他のソフトウェアを使用する場合は、発注者と別途協議すること。

6 成果品に対する責任の範囲

受託者は、本委託終了後といえども、成果品に瑕疵が発見された場合は、速やかに委託者

と協議の上、成果品の訂正をしなければならない。

なお、これに対する費用は、受託者の負担とする。

7 帰属

- ① 受託者は本委託業務に係る成果品の全ての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）を委託者に無償で譲渡するものとする。
- ② 受託者は、本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 章第 3 節第 2 款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承認を得た場合はこの限りでない。
- ③ ②の規定は、受託者の従業員、仕様書 9 の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- ④ ②及び③の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- ⑤ 本委託業務に係る成果品に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- ⑥ 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱い は別途協議の上定める。
- ⑦ 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。
- ⑧ 受託者は、本委託終了後も含め、業務の成果等を委託者の承認を受けないで、自ら使用したり、他の者に公表、貸与及び使用させてはならない。
- ⑨ 電子データは、完成後に委託者又は委託者が許可した他の団体のホームページに掲載する場合がある。

8 支払方法

契約代金は、委託業務の履行完了確認後、受託者からの請求に基づき委託料を支払う。

9 再委託の取扱い

- ① 受託者は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を得たときにはこの限りではない。
- ② この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

10 個人情報の取扱い

業務を通じて取得した個人情報の保護及び秘密の保持を遵守すること。また、受託者が取

り扱う個人情報については、福岡県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

1 1 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、その都度協議の上、定めるものとする。